（様式第１３）

　年　月　日

専　用　実　施　権　等　設　定　承　認　申　請　書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　理　事　長　　殿

住　　　所

名　　　称

氏　　　名　　　　　　　役職印

　　年　月　日付け共同研究契約に基づく開発項目「　　　　　　　　　」に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、共同研究契約約款第３３条の３第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

　なお、専用実施権等の設定又は移転を受ける者に同約款第３３条第３項及び第４項、第３３条の３、第３３条の４、第３３条の５、第３４条、第３５条並びに第３６条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

１．専用実施権等（注１）を設定・移転しようとする知的財産権について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権の種類（注２）、  番号（注３）及び名称（注４） | 移転元住所、名称 | 設定又は移転を受ける者の住所、名称 |
|  |  |  |

２．承認を受ける理由（注５）

（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する）

（１）当該専用実施権等の設定により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、専用実施権等の設定を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第１７条に基づく観点)

（２）当該専用実施権等の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（研究開発力強化法第４１条に基づく観点）

|  |  |
| --- | --- |
| 契約管理番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇－〇 |

（記載要領）

（注１）：　特許法第７７条に規定する専用実施権、特許法第３４条の２に規定する仮専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。

（注２）：　特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権（※これらを受ける権利を含む）のうち該当するものを記載する。

（注３）：　当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、仮専用実施権については特許出願番号を記載のこと。

（注４）：　特許権または特許を受ける権利については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

（注５）：　具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。

（１）について

○専用実施権の設定を受ける者は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。

○専用実施権の設定を受ける者が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。

○専用実施権の設定を受ける者は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。

（２）について

○専用実施権の設定を受ける者は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようになっているか。

○専用実施権の設定が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。

○当該専用実施権の設定により、国内企業（大学・研究機関を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがあるか。

○当該専用実施権の設定により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。